

# 中小企業の事業承継に関する 集中実施期間について (事業承継5ヶ年計画)

平成29年7月

中小企業庁

# 事業承継に関する課題と対応の方向性（事業承継5ヶ年計画）

## 現状認識

- ① 中小企業経営者の高齢化（66歳の経営者が最も多い）  
⇒ 今後5年間で30万以上の経営者が70歳になるにもかかわらず、6割が後継者未定
- ② 高齢化が進むと企業の業績が停滞  
（売上増は70代で14%、30代で51%）
- ③ 70代の経営者でも承継準備を行っている経営者は半数

## 目指すべき姿

地域の事業を次世代にしっかりと引き継ぐとともに、事業承継を契機に後継者がベンチャー型事業承継などの経営革新等に積極的にチャレンジしやすい環境を整備

## 施策の方向性

今後、5年程度を事業承継支援の集中実施期間とし、支援体制、支援施策を抜本的に強化

### 経営者の「気付き」の提供

#### ○ 事業承継プレ支援のプラットフォームの構築

- ⇒ 5年間で25～30万社を対象にプッシュ型の事業承継診断を実施。
- ⇒ 事業承継支援を行う専門人材の育成・活用。

### 後継者が継ぎたくなるような環境を整備

#### ○ 早期承継のインセンティブの強化

- ⇒ 後継者による新機軸・業界転換等の経営革新を支援。
- ⇒ 小規模事業者が強みを発見するための事業計画作成支援。
- ⇒ 資金繰り・採算管理等の早期段階からの経営改善の取組を支援。
- ⇒ 再生施策との連携強化。
- ⇒ 事業承継税制の更なる活用を図る。

### 後継者マッチング支援の強化

#### ○ 小規模M & Aマーケットの形成

- ⇒ 事業引継ぎ支援センターの強化。
- ⇒ D Bの開示範囲の拡大、民間D Bとの相互乗り入れ  
（29年度M & A等成約目標1,000件、5年後目標2,000件）

### 事業からの退出や事業統合等をしやすい環境の整備

#### ○ サプライチェーン・地域における事業統合等の支援

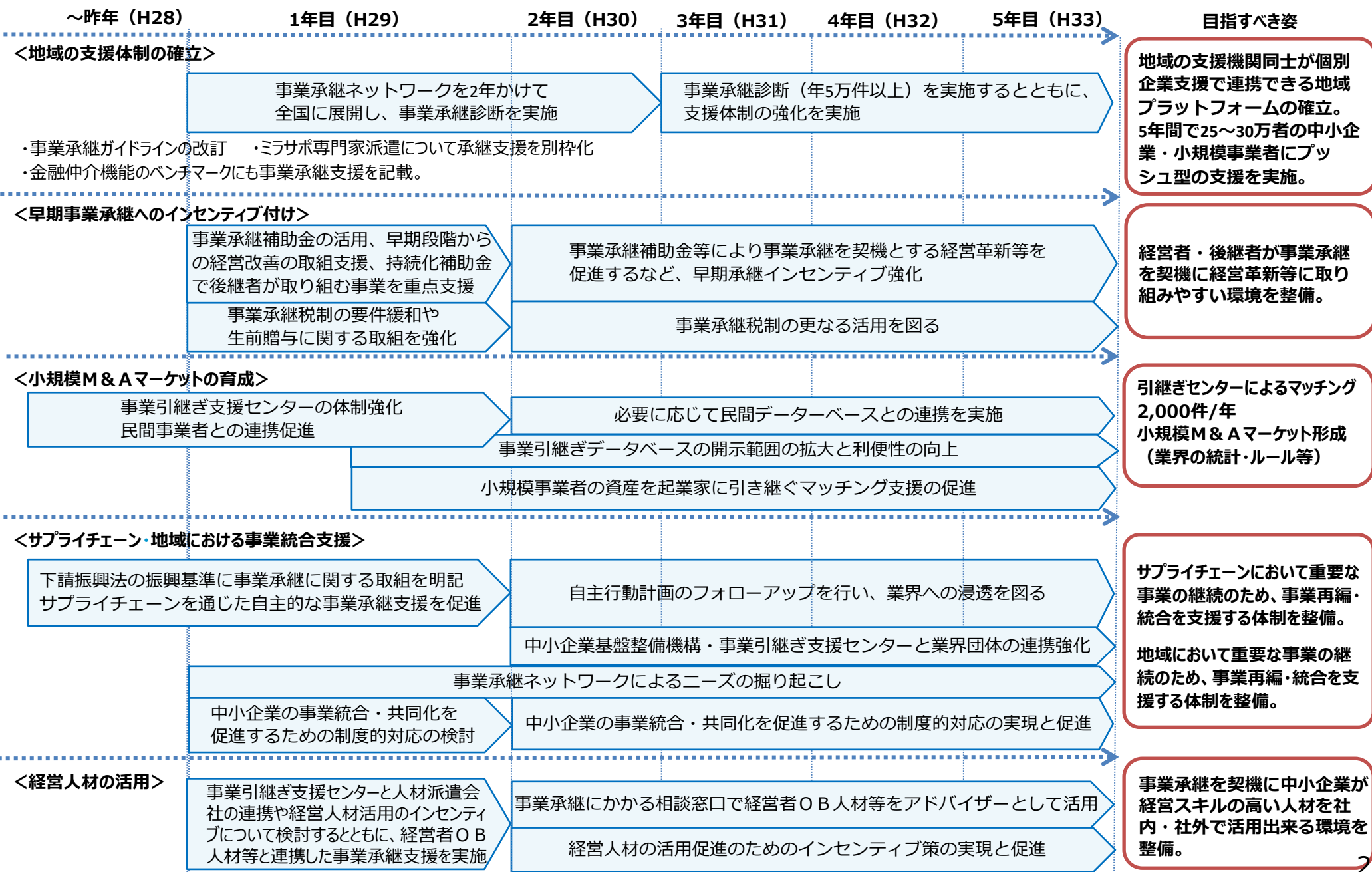
- ⇒ 下請振興法の自主行動計画に事業承継に関する取組を明記。  
自主行動計画のフォローアップを行い、業界への浸透を図る。
- ⇒ 中小企業の事業再編・統合・共同化を促進する制度的枠組みの検討。

### 経営人材の活用

#### ○ 経営スキルの高い人材を事業承継支援へ活用

- ⇒ 経営人材の後継者不在企業への参画を促進するための人材紹介会社と事業引継ぎ支援センターとの連携。
- ⇒ 経営人材の活用を促進するためのインセンティブ策等の検討。

# 事業承継に向けた集中的な取組に関する工程表



# **（事業承継5ヶ年計画の各項目の詳細）**

# プレ承継を中心に事業承継を支援する地域のプラットフォームの構築

- 地域毎に支援機関の事業承継プラットフォームを立ち上げ、事業者をプッシュ型で支援する体制を整備。今後5年間で**25～30万社程度に対して事業承継診断**を実施。

## 29年度

### 事業承継ネットワーク構築事業の新設（2.5億円）

- ・地域の将来に責任を有する都道府県のリーダーシップのもと、地域に密着した支援機関をネットワーク化（よろず支援拠点・事業引継ぎ支援センター含む）。
- ・事業承継診断を起点とするプッシュ型支援に連携して取り組む体制を構築（全国20～30カ所程度）。
- ・支援機関の能力向上及び地域内で事業承継支援を行う専門人材の育成・活用（資金的サポートや地域における専門家リスト作成）を実施。
- ・金融仲介機能のベンチマークを踏まえ、金融機関が積極的に事業承継支援に取り組むよう意識喚起を行う。

## 30年度

### 事業承継ネットワークの全国展開

- ・29年度から30年度にかけて47都道府県に事業承継ネットワークを展開し、年間5万件の事業承継診断を実施。ベストプラクティスの横展開により、知見の共有化を図る。

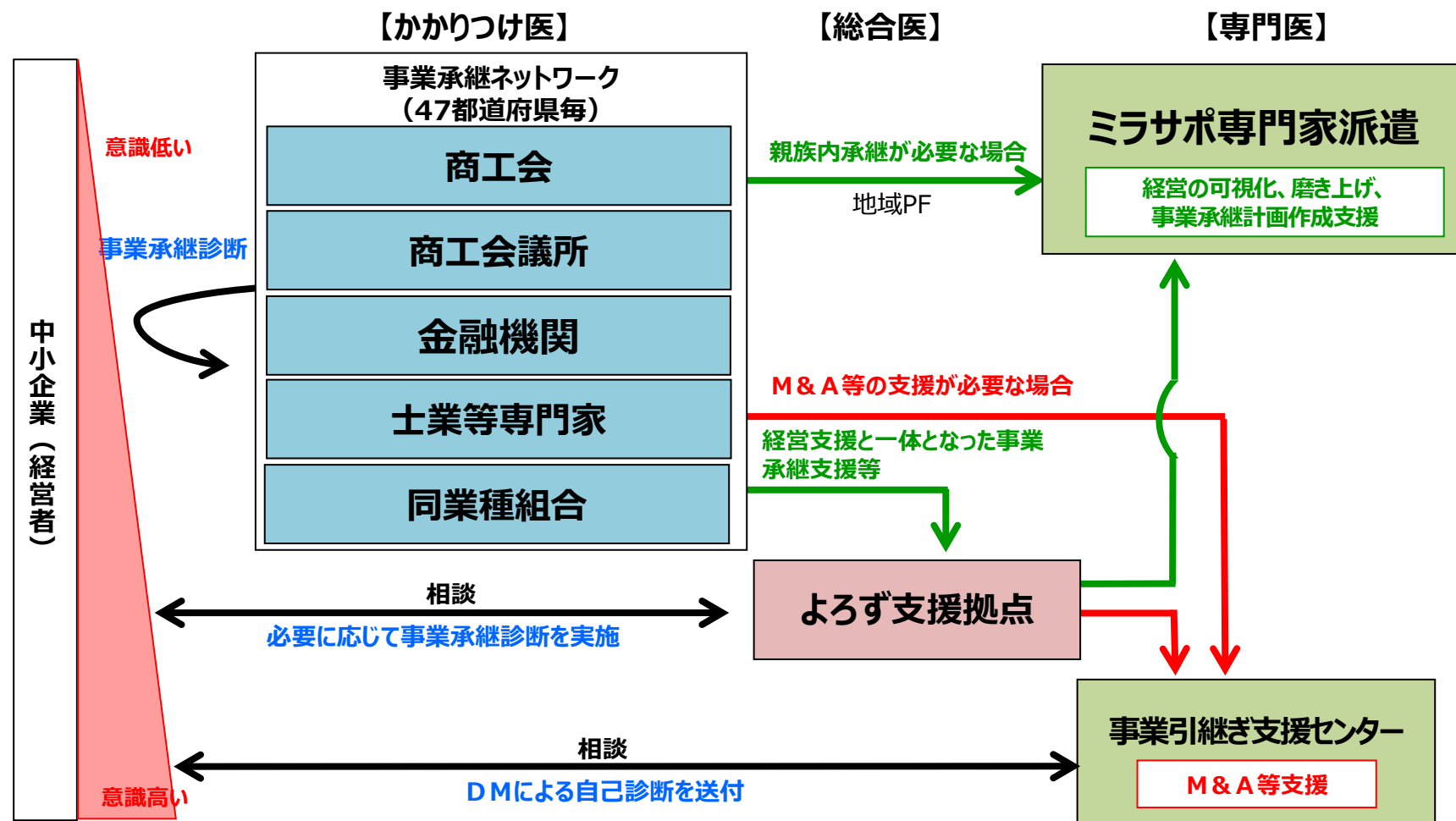
## 目指すべき姿

### 地域の支援者同士が個別企業支援で連携できる地域プラットフォームを確立

- ・ネットワークを地域に根付かせ、地域の支援者が有機的に連携し、プレ承継からポスト承継まで一貫してチームで支援を行うプラットフォームとして自立的に機能する支援体制の実現。
- ・地域毎の実施状況も踏まえつつ、中小企業支援策全般の面的スキームとしての横展開を推進。

## (参考) プレ支援の地域プラットフォームのイメージ

- 円滑な事業承継を促すため、国のバックアップの下、県がリーダーシップをとり、地域の商工会・商工会議所、金融機関、士業等のネットワーク化を図る。
- 早期・計画的な事業承継準備を促すため、「事業承継診断」の実施等を通じ、事業承継ニーズを掘り起こす。
- 他の支援機関、よろず支援拠点や引継ぎセンター等の公的機関と連携して事業承継をシームレスにサポート



# 早期承継へのインセンティブの強化

- 早期承継のインセンティブを強化し、後継者や経営者による経営の合理化やビジネスモデルの転換など成長への挑戦を支援。

## 29年度

- ・事業承継ガイドライン（平成28年12月公表）において、概ね**60歳を迎えた事業者に対して承継準備に取り組む気付きを与えることが重要**であると明記。
- ・第二創業やベンチャー型事業承継等、資産を受け継いで新たな事業に挑戦する取組を支援する**事業承継補助金（2億円）の新設**。
- ・経営状態が必ずしも良好でない事業者に対して経営改善・事業再生を支援。  
（より**早期の段階における経営改善の取組の支援、再生支援協議会による再生支援の促進等**）
- ・小規模事業者持続化補助金で、早期・計画的な事業承継の取組を後押しするため、事業承継診断を活用しつつ、後継者候補が中心となって取り組む事業を重点支援。
- ・事業承継税制において、**早期取組を促すための生前贈与の税制優遇の強化**を実施。
- ・担保・保証に依存しない融資の一層の促進、経営者の個人保証の適切な見直し。  
（**経営者保証ガイドライン、ローカルベンチマークの活用等**）

## 30年度

- ・後継者（事業を承継した起業家等を含む）による経営革新支援の強化（**事業承継補助金の充実、「ベンチャー型事業承継」の事例の発信**）
- ・事業承継税制の更なる活用を図る。

## 目指すべき姿

- ・経営者や後継者が早期の事業承継を目指して経営改善等に挑戦、また、後継者が事業承継を契機に経営革新等に挑戦しやすい環境を整備。



# 小規模M & Aマーケットの形成

- 小規模M & Aが円滑に行える環境整備として、①情報インフラ・統計データ等の整備、②民間のM & Aプレイヤーの育成、③事業の引継ぎ手として、創業者や経営人材等とのマッチングの促進を行う。

## 29年度

- ・事業引継ぎ支援センターの体制強化（実質人員：約70名→約100名）を実施（予算：12億円→17億円）。
  - ・事業引継ぎ支援センターの企業データベースの開示範囲を拡大し、マッチング機会の向上を図るとともに、更なる実効性向上に向け、民間のM & Aに関する企業データベースとの相互乗り入れを検討。
  - ・経営状態が必ずしも良好でない事業者の円滑な事業の引継ぎを支援する為に再生支援協議会と事業引継ぎ支援センターとの連携を強化。
  - ・事業から退出したい事業者の資産を起業家が活用できるよう創業支援機関等と事業引継ぎ支援センターとの連携を強化。
- ⇒事業引継ぎセンターのマッチング件数の目標：1,000件（28年度：430件）
- ・事業引継ぎセンターと支援機関が連携し、M & A後の事業者の業況等についてモデル的にフォローアップ調査を行う。

## 30年度

- ・企業データベースを通じた民間のM & Aに関する企業データベースとの相互乗り入れに着手。
- ・全国各地の小規模M & Aを手がけるプレイヤーを育成。
- ・債務や個人保証の処理や廃業にあたっての支援の強化。

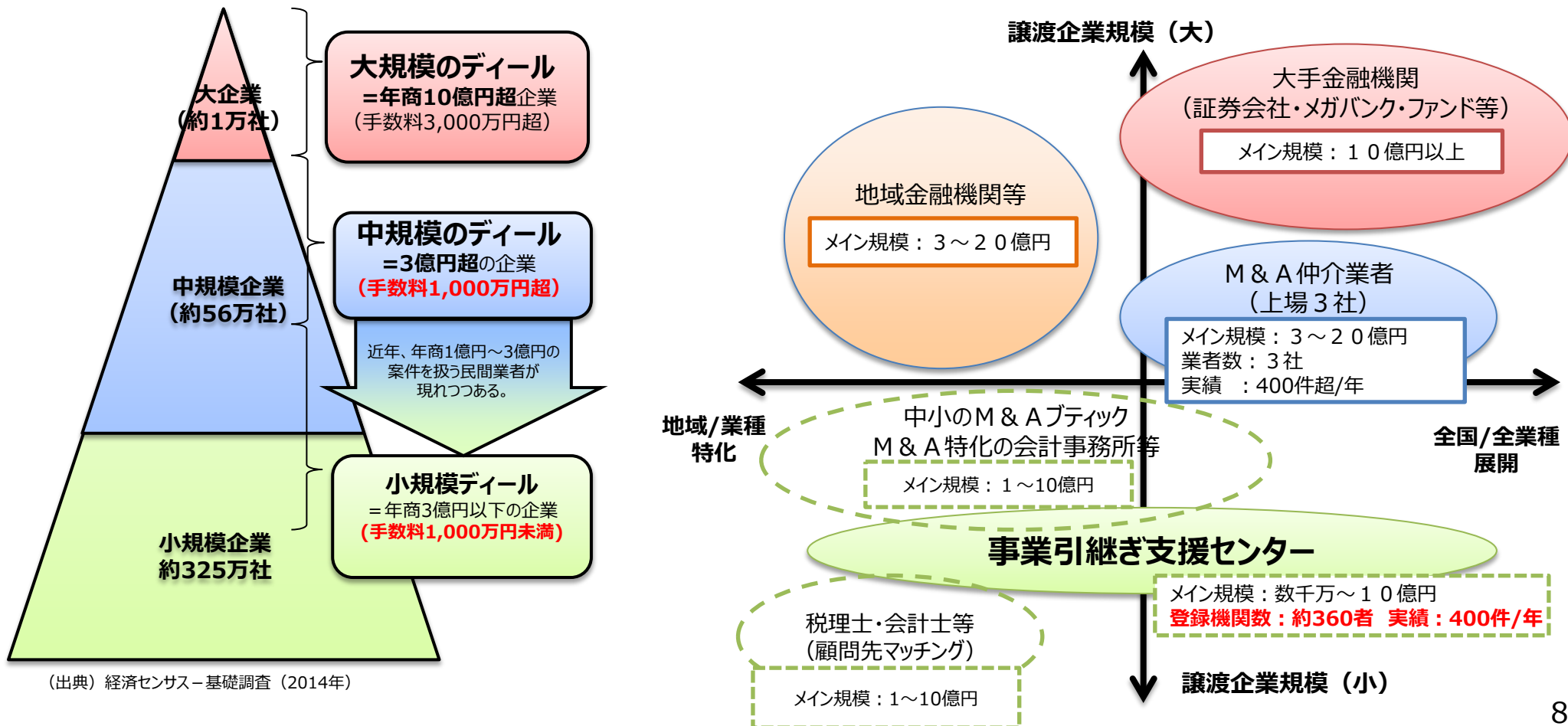
## 目指すべき姿

- ・事業引継ぎ支援センターによるマッチング件数2,000件を目指す。
- ・健全な小規模M & Aマーケットを形成（業界統計・業界ルール等）し、数万単位の事業引継ぎニーズへの対応を可能にするとともに、事業から退出しやすい環境を整備する。



## (参考) 小規模M & Aマーケットの現状と方向性

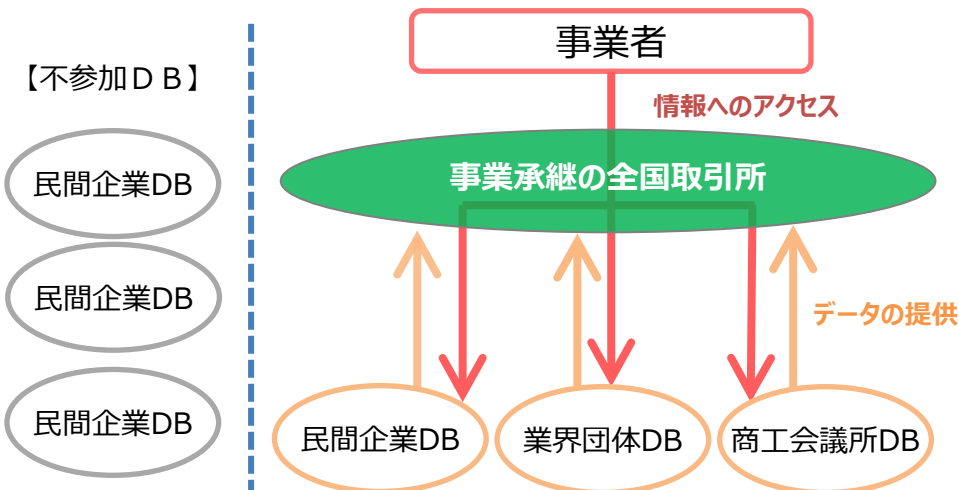
- M & Aの担い手として、地域金融機関、民間M & A仲介業者等が増えつつあるが、一定規模以上のM & Aに対する取組が中心となっている。
- 小規模なM & Aの担い手は少なく、事業引継ぎ支援センターが既に大きなプレゼンスを占めている。今後は事業引継ぎ支援センターのデータベースをオープン化することで、税理士・会計士等のプレイヤーの参入を促進したい。



## (参考)諸外国における小規模M & Aの事例（フランス・アメリカ）

- フランスでは、データベースをネットワーク化して譲渡希望企業の情報を一括検索できるシステム（事業承継の全国取引所）をインターネット上に開設している。
- アメリカではM & Aや資産譲渡、フランチャイズ案件が掲載されるサイトが存在。当該サイトでは仲介業者リストも存在（同種のサイトは複数あり）。

### フランスの事業承継データベースの概要



事業承継の全国取引所（bourse nationale de la transmission）

設置主体 : OSEO（政府系金融機関）  
加盟データベース : 11データベース（うち、民間1社）  
掲載情報量 : 約1万1千件

（出典）平成20年8月「フランスの事業承継と事業承継支援策」  
国民政策金融公庫総合研究所

### アメリカのM & A マッチングサイトの概要

**bizbuysell.com ,Inc.**  
([www.bizbuysell.com](http://www.bizbuysell.com))

1996年に設立されたスモール・ビジネスの企業売買のオンライン掲示板。15,000件に及ぶ売り物リストの他に売買に関するアドバイスや、ビジネスを斡旋する仲介業者の地域別リスト、融資や評価に関する記事、参考書、ツール類、関連サイト等の情報が掲載。

**Marketplace Technologies Inc. の一部門**  
([www.mergernetwork.com](http://www.mergernetwork.com))

1995年設立、インターネット上の企業売買取引所の草分け的存在。

MergerNetwork is now DealStream!

Join 532,165 Business Professionals

DealStream is a social network for business professionals. We take the work out of networking by building and maintaining a social network for you. Sign up now and get thousands of new connections in seconds! It's fast, it's easy, and it's free.

Sign Up

Did you know that social networking is a great way to buy a business? Just create a post about the type of business you want and send it to your connections. Or contact business owners and ask if they will consider selling. It's how experienced buyers find businesses before they're put on the market.

**[www.mergernetwork.com](http://www.mergernetwork.com)**

# サプライチェーン・地域における事業統合・共同化の支援

- サプライチェーンの維持・発展に必要な中小・小規模事業者の事業承継を親事業者がサポートし、サプライチェーンの持続的な発展が行える環境を整備。
- 事業承継を契機に地域の主要産業の強化を図るため、地域の事業承継ネットワーク等を通じて、地域の課題や実態を把握することで、地域独自の事業承継・事業再編等支援に結び付ける。

## 29年度

### サプライチェーンマネジメントとしての事業承継支援

- ・下請振興法の振興基準に事業承継に関する取組を明記（平成28年12月）。自主行動計画のフォローアップを行い、業界への浸透を図る。
- ・中小企業基盤整備機構・事業引継ぎ支援センターと業界団体との連携を強化。

### 地域再編統合の促進

- ・事業承継ネットワークにおいて、事業承継の課題や再編等の必要性を検討し、地域特性に応じた支援を展開。
- ・地域再編に取り組む中小企業者等に対して、ファンドを活用した資金サポート、ハンズオン支援等を検討。

## 30年度

中小企業の事業統合・共同化を促進するための制度的対応に向けて、29年度に検討、30年度の実施を目指す。

→事業統合を含むM & Aや事業の共同化、M B O（役員承継）を促進するための、税・予算・金融面を含む必要な支援策を実施。

## 目指すべき姿

- ・サプライチェーン・地域において重要な事業の継続のため、事業再編・統合を支援する体制を整備。

# 経営スキルの高い人材を事業承継支援へ活用

- 大企業の経営幹部を歴任した人材など経営スキルの高い人材等が中小企業の次期経営者候補・後継者をサポートする経営幹部として、経営に参画しやすい環境を整備する。
- 事業承継の支援者として、実際に事業承継を経験した経営者OB人材等を活用する。

## 29年度

- ・経営人材の後継者不在企業への参画を促進するため、人材紹介会社と事業引継ぎ支援センターとの連携を検討。  
（事業引継ぎ支援センターの企業データベースを人材紹介会社に段階的に開示するなど）
- ・事業承継を経験した経営者OB人材等の知見を広く普及するための取組（セミナー講師としての起用等）を実施。
- ・地域ファンドを活用した資金的なサポート及びファンドを通じた経営人材の派遣の促進させるための支援策を検討。

## 30年度

- ・**経営人材の活用を促進するためのインセンティブ策等について29年度に検討し、30年度の実現を目指す。**
- ・事業承継にかかる相談窓口のアドバイザーとして、経営者OB人材等を活用。

## 目指すべき姿

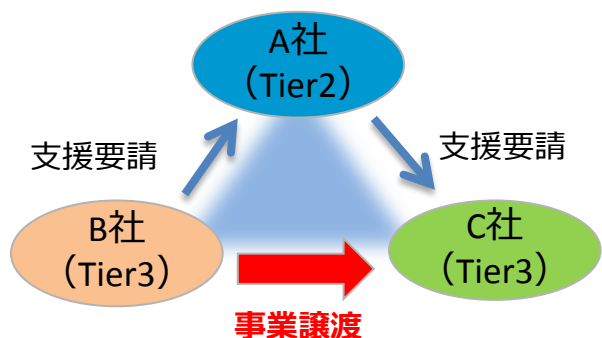
- ・事業承継を契機に、中小企業が経営スキルの高い人材等を社内（次期経営者候補）・社外（アドバイザー）で活用出来る環境を整備し、後継者が新規事業に挑戦しやすい環境を整備する。

## (参考) サプライチェーン・地域における事業統合・共同化の支援事例

- 業種・地域によっては、サプライチェーン維持、地域の主要産業の発展という観点で、事業承継・事業再編等の支援が行われるケースが存在する。

### 自動車部品サプライチェーン維持のための事業統合の事例

- ・自動車電装品の製造を営むB社（Tier3）は、足下の経営環境の悪化により、取引銀行からの金融支援が困難となり、元請先A社（Tier2）に今後の対応を相談。
- ・事態を重く見た元請先A社は、下請のC社（従業員数70名、Tier3）とC社の取引信用金庫に支援を要請した。
- ・最終的には、B社の工場をC社に賃貸するとともに、B社の機械設備をA社が一旦買取り、C社に賃貸するなど、C社の負担を軽くする形で事業譲渡が行われた。B社の経営者及び従業員は、現在、C社の従業員として勤務している。



### 石川県の伝統工芸品産業の維持の為の取組事例

- ・石川県の伝統工芸品である山中漆器は、新商品開発、海外輸出により需要が回復傾向にあるが、塗装職人の高齢化・後継者不足による廃業の増加が懸念される。
- ・このため北國銀行は、主要な漆器事業者を訪問しヒアリングを行い、産地が抱える課題を報告書にまとめた。
- ・この報告書に基づき、①（産地70社のうち）7社の有力経営者との勉強会を開催し、他地域の成功事例を研究するとともに、②共同工場や共同配送・共同システムの導入を具体的に検討中

|        |        |
|--------|--------|
| 製造品出荷額 | 95億円   |
| 従事者数   | 1,400人 |
| 事業者数   | 295社   |





## (参考) サプライチェーン・地域における事業統合・共同化の支援事例

### M&Aにより急成長を続け、再編の中核となる事例

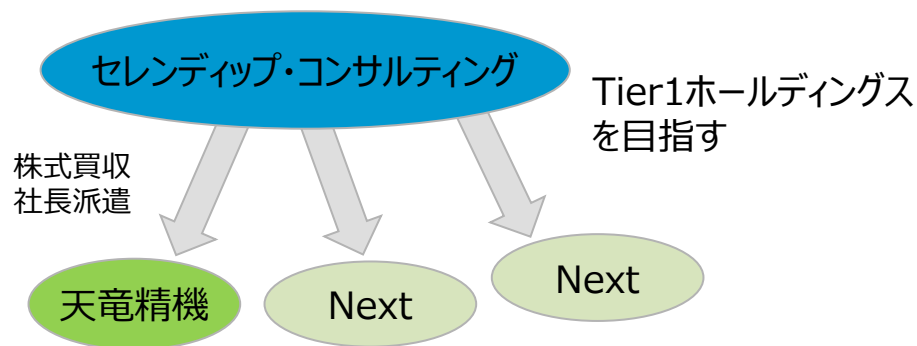
- ・**奈良県の自動車整備業**（ファーストグループ）は、年商1.6億円、赤字7千万円の中小企業だったが、事業承継した新社長が、FC化を契機に再建し、10年で年商10倍の会社に成長。
- ・その後、**関西、関東で後継者難と赤字で苦しむ自動車整備業、钣金塗装業等の企業をM&Aで買収**しており、現在では、買収実績30件、年商40億円を超え、100億円を目指す企業に成長。
- ・最近では、業況が比較的良い会社をM & Aする場合もあり、このようなケースでは、**前経営者を顧問として活用することで、技術承継やマネジメントの安定に寄与**。
- ・自動車整備業に特化したM & Aサービスとして事業拡大中（グループ企業10社、拠点数30拠点、グループ社員数200名）。



国内初となる钣金塗装のシェアファクトリー

### 株式買収と社長派遣により事業再編を行うコンサル会社の例

- ・**名古屋のコンサル会社**（セレンディップ・コンサルティング）のビジネスモデルは、**後継者不在の創業家から株式を取得・長期保有し、プロの経営者を派遣して経営改善**に取り組み、コンサルタント料と株の配当金により投資を回収。
- ・例えば、創業家（三代目）が社長を務める天竜精機（携帯電話部品等製造・長野）の株式を取得し、商社から転身した人材を社長として派遣。その後、積極的な事業展開により、就任後2年間で売上2割増（24億円）の見通しとなった。
- ・**将来の事業再編・サプライチェーンの構築**に向けて、ハイテク部品会社や自動車部品会社の株式取得を複数計画中。



# **(参考資料集)**

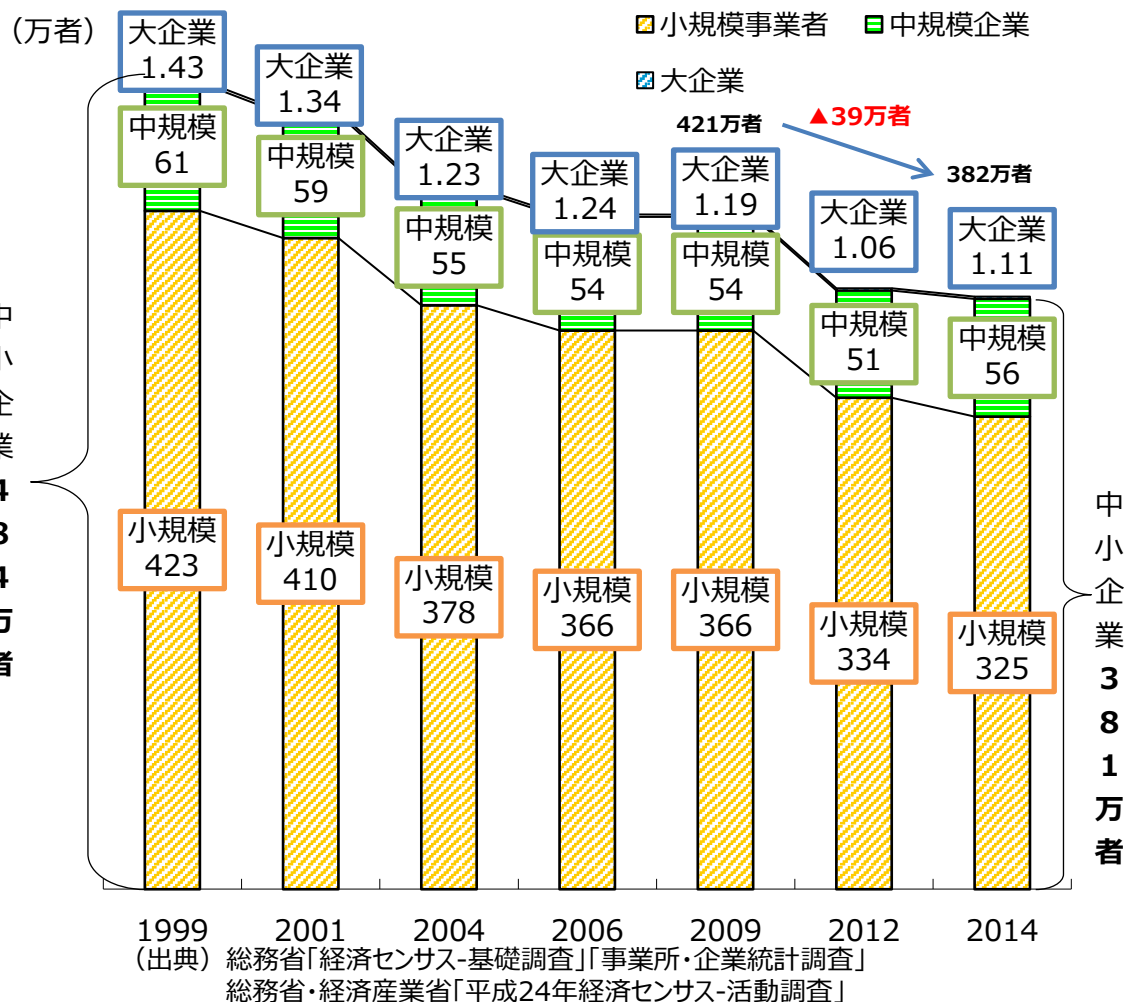


# **1. 事業承継の現状と課題について**

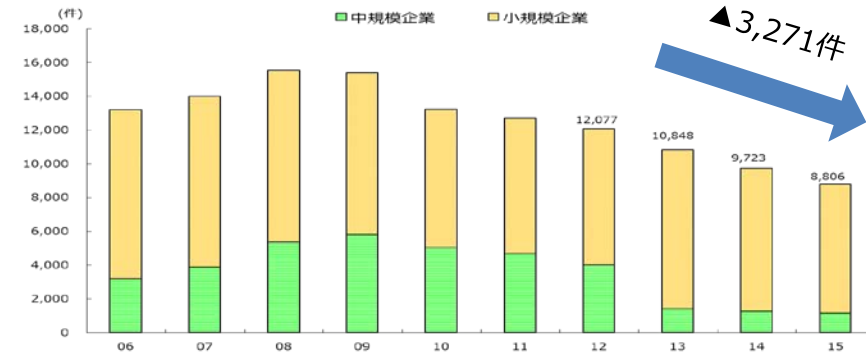
# 国内企業数、倒産・休廃業件数の推移

- 企業数全体は減少傾向にあり、2009年から2014年にかけて39万者が減少。
- 倒産件数は減少傾向にあるも、休廃業件数は横ばい。

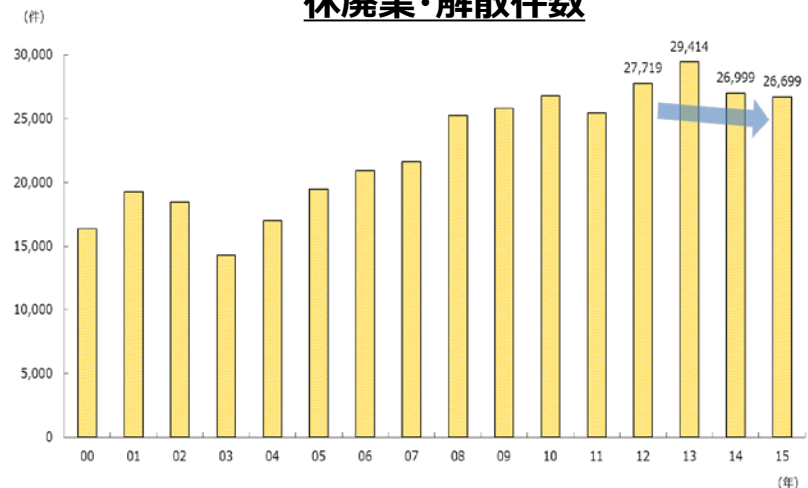
## 企業数の推移



## 中小企業の倒産件数



## 休廃業・解散件数



(出典) (株)東京商工リサーチ調べ ※休廃業・解散件数には大企業も含む

# 2020年頃に団塊経営者の大量引退期が到来

- 中小企業経営者の高齢化が進展（66歳の経営者が一番多い）。
- 2015年～2020年までに**約30.6万人**の中小企業経営者が新たに70歳に達し、  
**約6.3万人**が75歳に達する（母集団122万人を法人数172万社で割り戻して推計）。

## 中小企業の経営者年齢の分布（年代別）

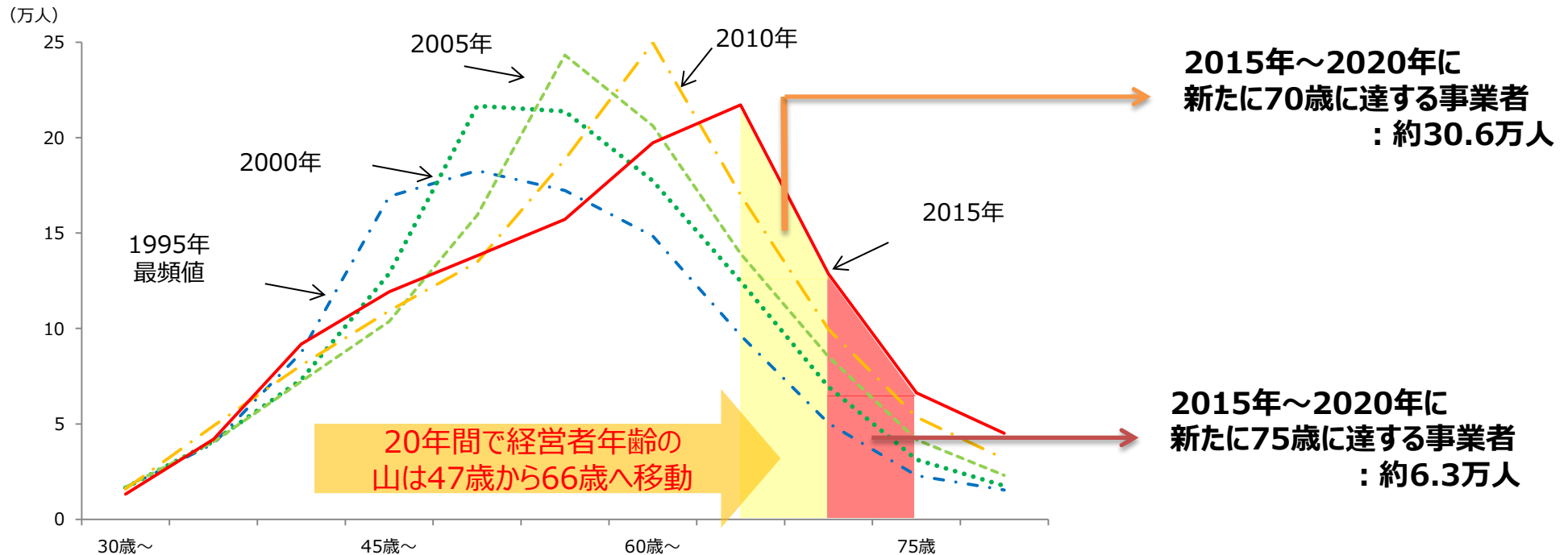


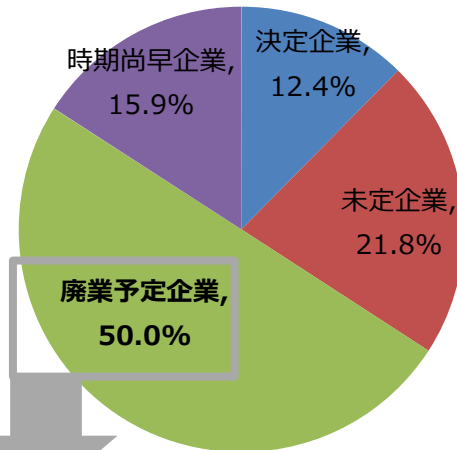
図1:(株)帝国データバンク「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工  
(注) 最頻値とは、各調査年で最も回答の多かった値を指す。

n=121万5997人(2015年)

# 後継者難による廃業の可能性

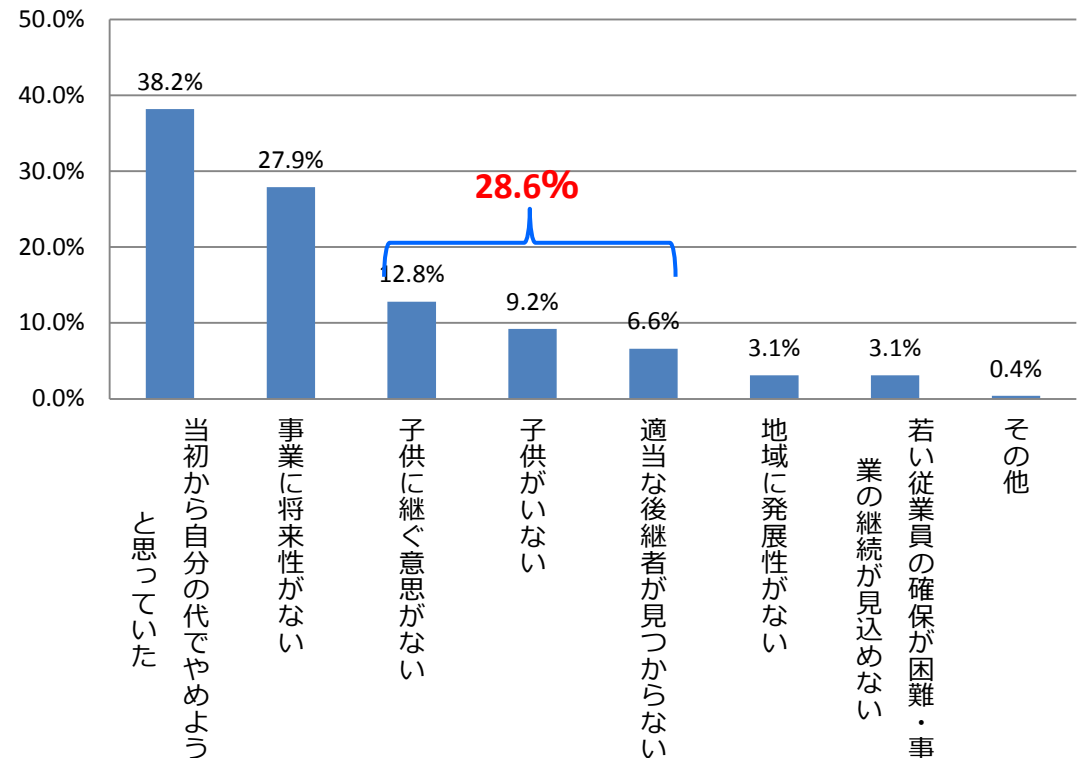
- 60歳以上の経営者のうち、50%超が廃業を予定しており、特に個人事業者においては、約7割が「自分の代で事業をやめるつもりである」と回答している。
- 廃業の理由としては、「当初から自分の代でやめようと思っていた」が38.2%で最も多く、「事業に将来性がない」が27.9%で続く。また、「子供に継ぐ意思がない」、「子供がいない」、「適当な後継者が見つからない」との後継者難を理由とする廃業が合計で28.6%を占めている。

後継者の決定状況について  
(n=4104)



＜事業形態別の廃業予定者割合＞  
法人経営者：3割が廃業予定  
個人事業者：7割が廃業予定

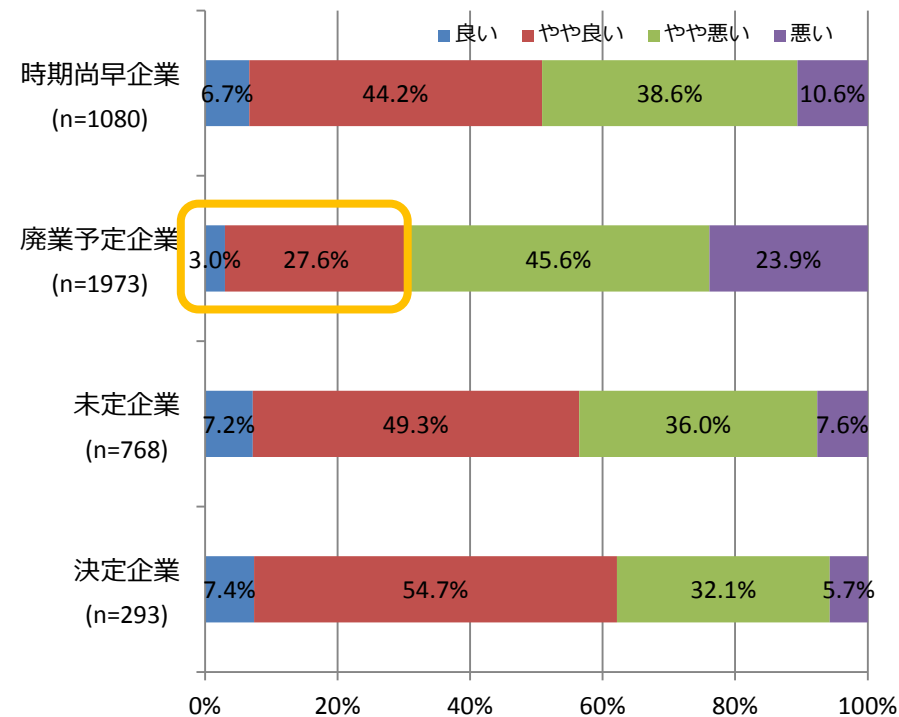
廃業予定企業の廃業理由  
(n=1,929)



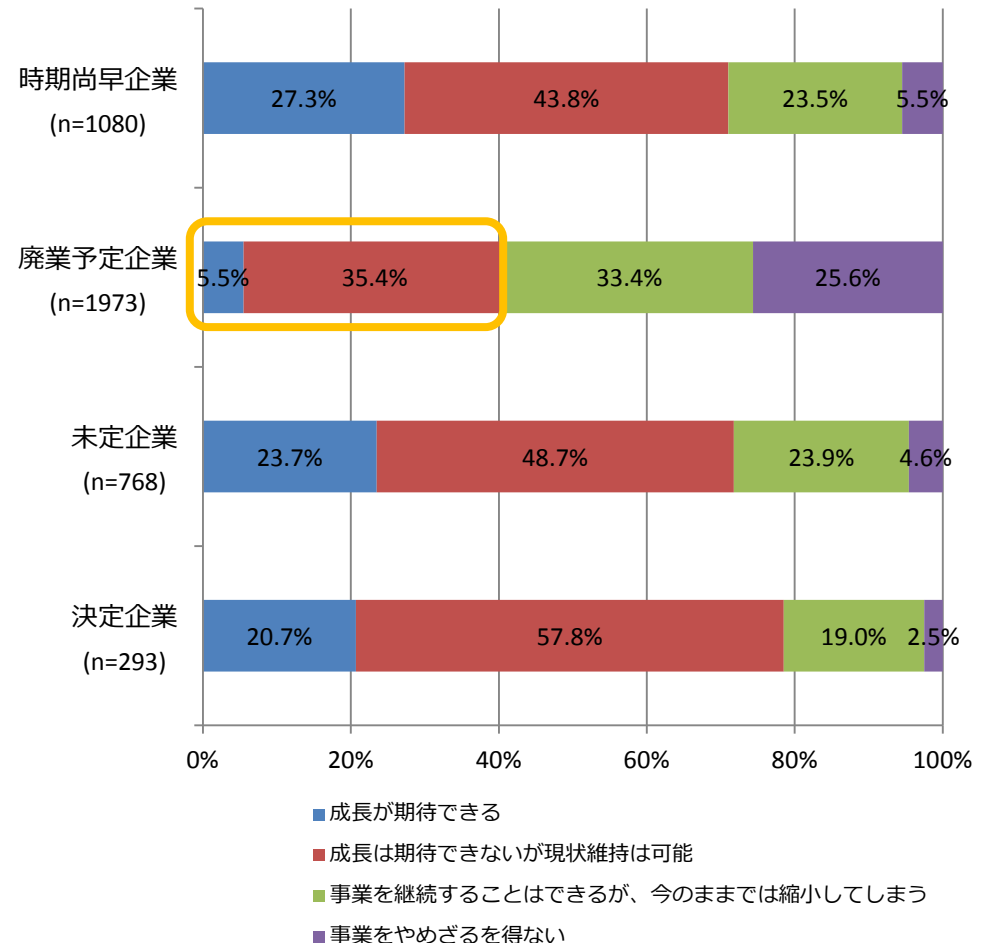
# 廃業予定企業の中にも好業績企業が存在

- 廃業予定企業であっても、3割の経営者が、同業他社よりも良い業績を上げていると回答し、今後10年間の将来性についても4割の経営者が少なくとも現状維持は可能と回答している。
- 事業者が事業承継を選択しない場合には、上記のような企業もそのまま廃業する可能性が高く、それにより当該企業が維持している雇用や技術、ノウハウが失われてしまう可能性が高い。

## 同業他社と比べた業績



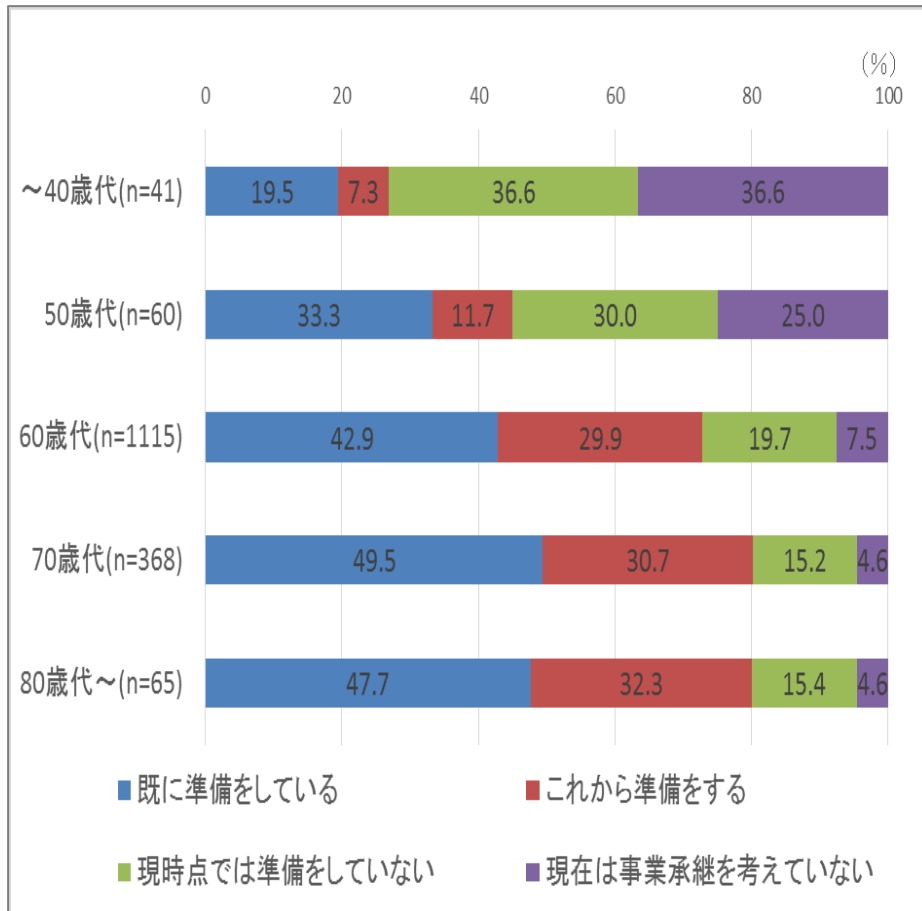
## 今後10年間の事業の将来性



# 過半の企業で事業承継の準備は進んでいない

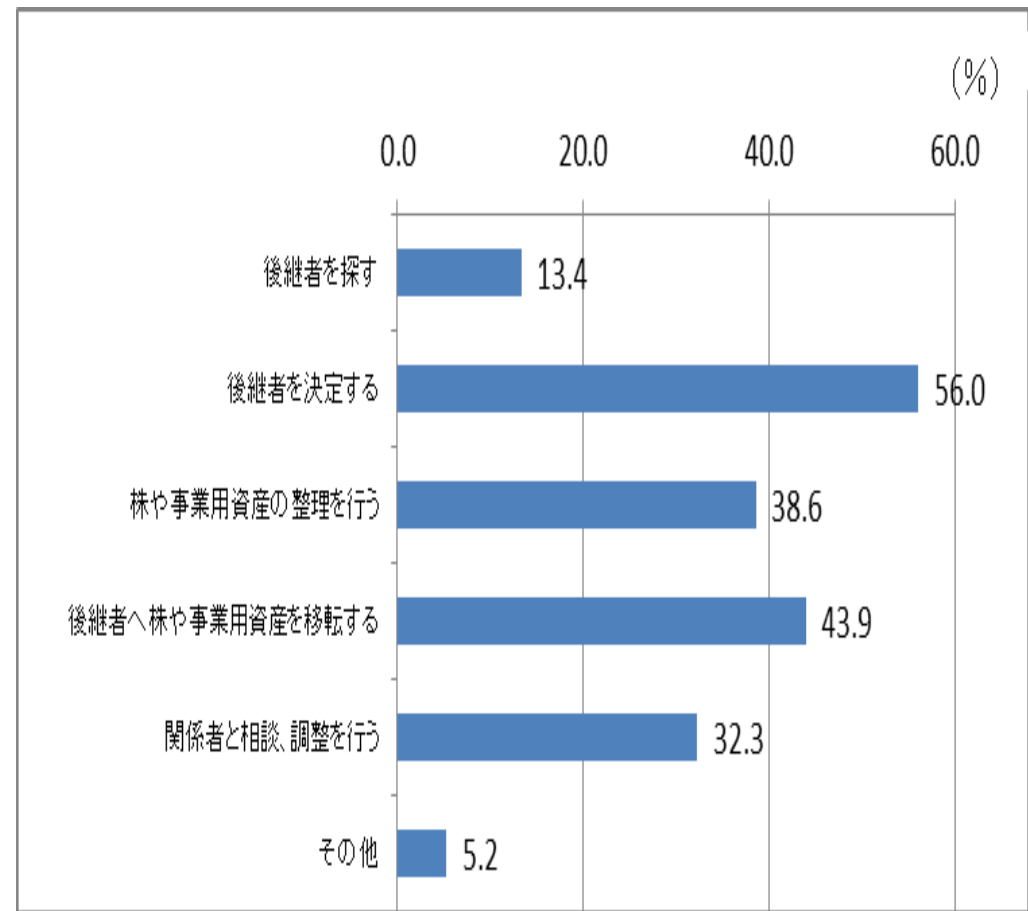
- 70代、80代の経営者でも、準備が終わっていると回答した企業は半数以下。
- 後継者、株や事業用資産の整理は終わっていない企業が多い。

## 代表者の年齢別にみた事業承継の準備状況



(注) 法人（資産1億円以上）の経営者に対して行ったアンケート結果

## 事業承継の準備内容 (n=1,187)



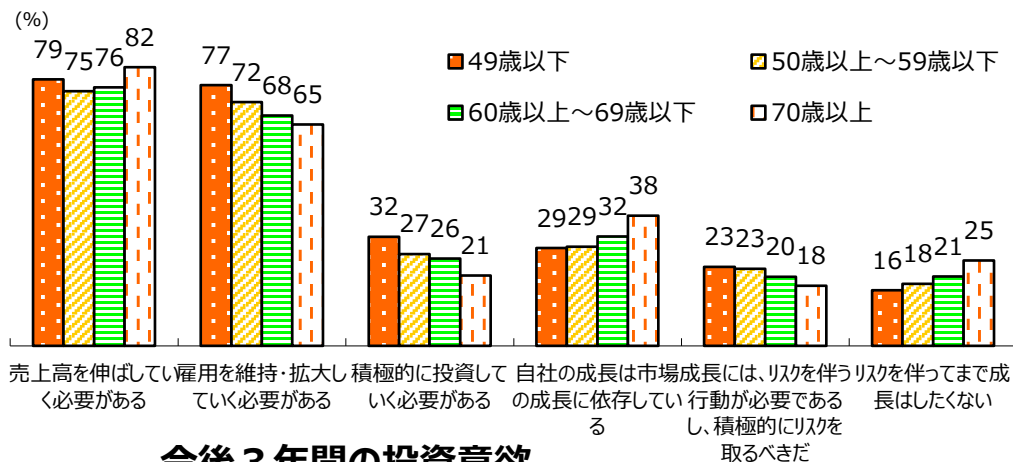
(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」  
(2016年2月、(株)帝国データバンク) (再編・加工)



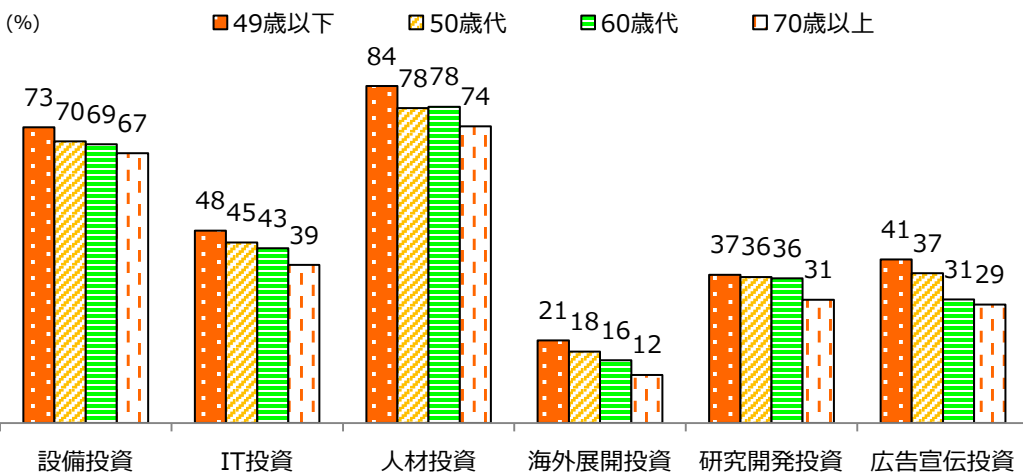
# 事業承継による若返りで投資・売上が拡大

○経営者年齢が上がるほど、投資意欲の低下やリスク回避性向が高まる。経営者が交代した企業や若年の経営者の方が利益率や売上高を向上させており、計画的な事業承継は成長の観点からも重要。

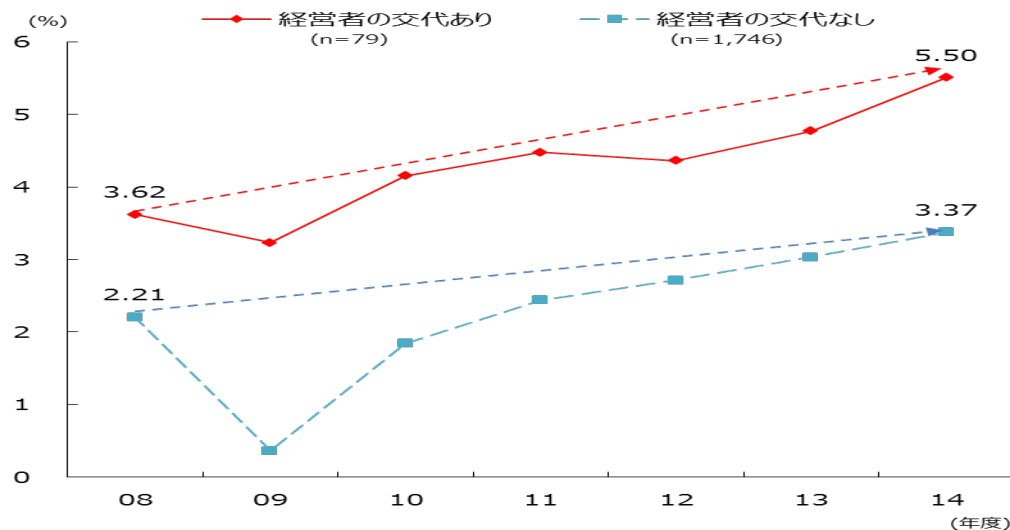
## 経営者の年代別に見た成長への意識



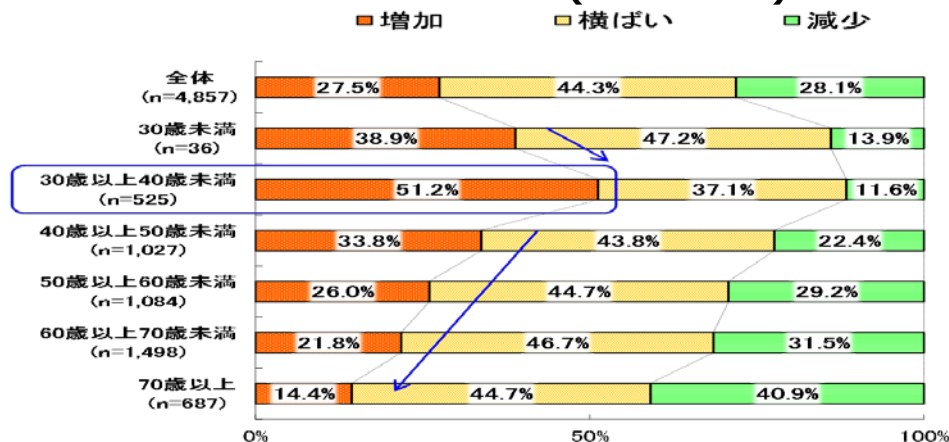
## 今後3年間の投資意欲



## 経営者交代による経常利益率の違い



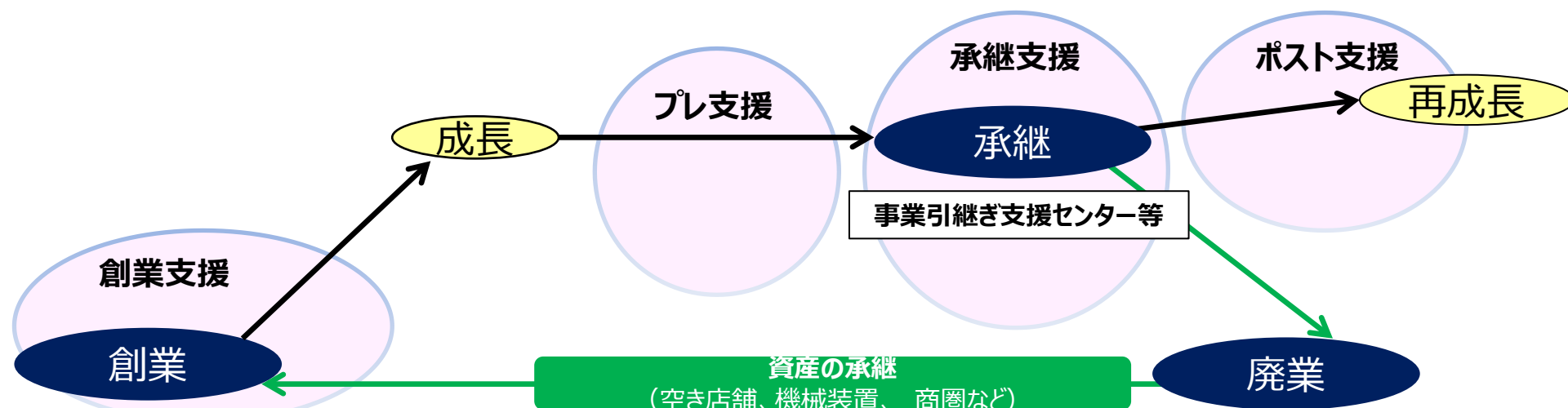
## 直近3年間の売上高の傾向(年齢世代別)



(資料) 図1, 2: 中小企業庁委託「中小企業の成長と投資行動に関するアンケート調査」(2015年12月、(株)帝国データバンク) 図3: (株)帝国データバンク「COSMOS1企業単独財務ファイル」, 「COSMOS2企業概要ファイル」再編加工 (注)2007年度時点55歳～64歳の経営者について、2007年度から2008年度にかけて経営者の交代の有無により、経常利益率を比較。

## **2. 事業承継支援体制について**

# 事業承継の促進に向けた当面のパッケージ（平成29年度予算・税制）



事業承継の促進に向けて、潜在的な支援対象の掘り起こし、プレ支援、ポスト支援を一貫して行う体制を確立

## プレ承継支援（支援対象の掘り起こし、計画策定支援等）

### ● 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（H29）

・よらず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者が抱える事業承継等の経営課題に応じた専門家を無料で派遣する（事業承継に係る課題の場合に限り、1年度当たり原則5回まで無料）。

### ● 事業承継ネットワーク構築事業（H29）

・地域の支援機関（商工会・商工会議所、地域金融機関、土業等専門家等）が連携して事業承継診断等の掘り起こしを行うための事業承継支援ネットワークを構築する。

## ポスト承継支援（創業、事業再生と一体で支援）

### ● 創業・事業承継補助金（H29）

・地域における創業の促進を図るとともに、事業承継（事業再生を伴うものを含む）等の課題を抱える中小企業が世代交代・再活性化を図るため、創業・事業承継に係る設備投資等の支援を行う。

## 事業承継支援（後継者マッチング、株や資産の移転）

### ● 事業引継ぎ支援事業（H29）

・後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るため、適切な助言、マッチング支援等を行う。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行う。

### ● 事業承継促進のための税制措置の強化等（H29税制改正）

・取引相場のない株式の評価方式について、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。  
・人手不足の中で円滑な事業承継に向けて早期に取り組む中小企業を支援するため、事業承継税制の雇用要件の緩和等を行う。

### ● 金融支援の拡充（H29）

・日本公庫の事業承継融資の拡充（対象の拡大・金利引下げ）を行う。

# 事業承継ネットワークの事業内容

- 事業承継ネットワークにおいては、主に以下の3つの観点から事業を実施する。
  - ①都道府県における事業承継支援体制の整備、②事業承継診断の実施（PDCAサイクル）、
  - ③事業承継支援に関する連携体制の構築。
- 単年度事業であるため、翌年度以降に各ネットワークが自走できるようにするための体制やツールの準備を行う。

## ＜ネットワークで実施する事業（例）＞

### ①都道府県の支援体制整備

- ・事業承継支援のあり方の検討、実現のための組織構築、関係者間での認識共有  
(最終的に地域の再編・統合等の旗振り役を担う)
- ・事業承継支援に係る情報発信  
(構成員の実施する事業承継支援に係る情報を含む。例：成功事例集の作成・共有、ポータルサイトの開設や各種媒体の活用)

### ②事業承継診断の実施

- ・事業承継診断の統一的なフォーマット等の作成、実施方法の検討  
(マニュアルの作成・共有など)
- ・事業承継診断の実施
- ・診断の実施状況の集約、公表
- ・個別案件の共有方法の検討、適切な支援機関の選定、調整後のフォロー

### ③支援の連携体制等の構築

- ・支援機関における事業承継支援体制構築のための情報共有、研修実施
- ・専門家派遣制度（ミラサボ等）と連動した支援体制の構築
- ・地域における事業承継支援専門家の発掘・リスト化と、支援関係機関での共有
- ・プレ承継支援として経営改善を行う為の環境整備（経営改善計画策定支援事業の活用）

## 事業承継診断実施の流れ

### 【事業承継診断の準備】

ネットワークの支援機関が事業承継診断を実施できるよう、フォーマットの作成等。

### 【事業承継診断の実施】

ネットワークの支援機関が診断を実施し、着実に支援をフォローする仕組みを構築する。

### 【取組の検証・公表】

診断実施結果を集約し、地域内における支援状況を検証し、公表する。

PDCAサイクル

# 事業承継ネットワークの構成メンバー

○各地の事業承継ネットワークでは連絡会議を開催し、支援機関同士の意識の共有化、連携の強化を図る。

## <ネットワークの構成メンバー>

### 事業承継ネットワーク

#### 事務局：県振興センター等

#### 都道府県、市区町村

地域の事業承継支援策の立案・とりまとめ

#### 金融機関、商工会・商工会議所、中央会、顧問先を有する士業等専門家等

事業承継診断等を実施

#### 中小機構地域本部

診断の方法等、支援機関への研修等を実施

#### 事業引継ぎ支援センター

M & A 案件をフォローして支援

#### ミラサポ等の士業等専門家

専門的課題を伴う案件への対応等

#### 経済産業局・財務局

施策情報の提供等

#### 信用保証協会

連携して金融支援

#### よろず支援拠点・再生支援協議会等

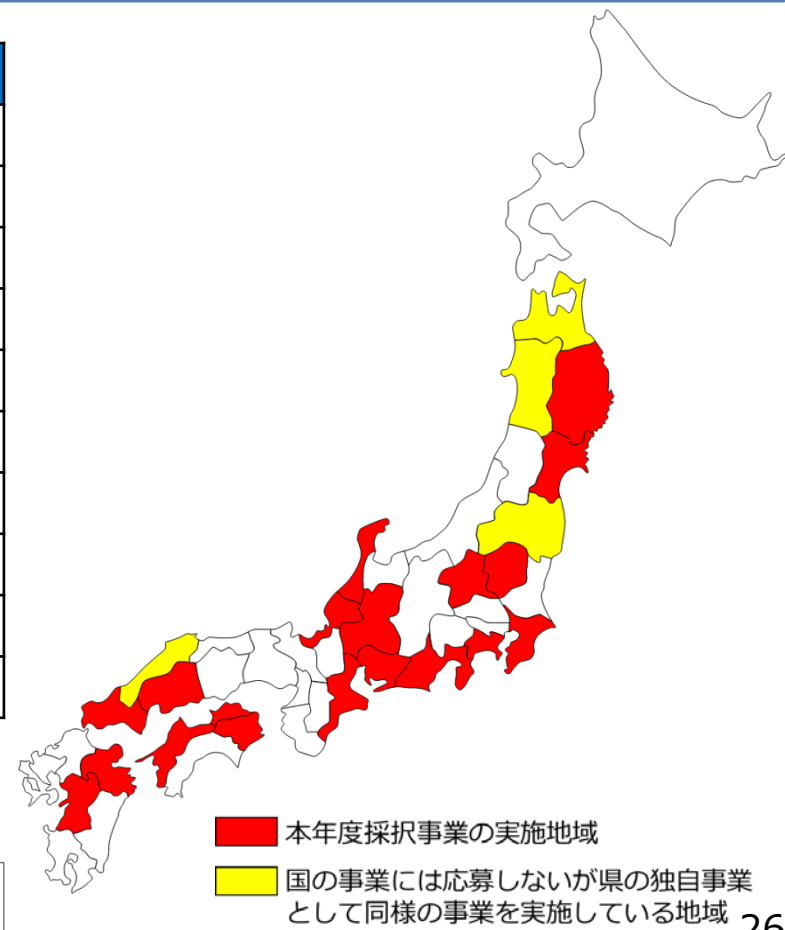
連携して経営支援・再生支援

### 中小企業

# 事業承継ネットワーク地域事務局の採択状況等

- 事業承継に向けた準備を促すため、平成29年度予算において、都道府県単位で、商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築し、「事業承継診断」等を通じた「プッシュ型」支援を実施する事業を開始（予算額：2.5億円）。
- 全国19の県で事業承継ネットワーク地域事務局を担う事業者を採択。
- 県独自で取り組む地域を含めて全国協議会を組成し、各地のベストプラクティスの横展開などにより、全国的な支援体制の構築を図る。
- 空白地域については、今年度事業の成果をモデルとして、次年度以降の取組を促していく予定。

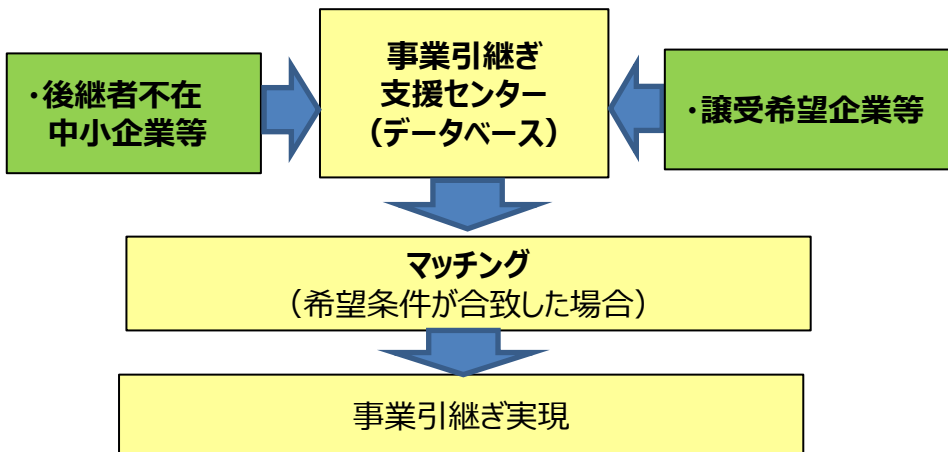
| 都道府県 | 採択事業者         | 都道府県 | 採択事業者        |
|------|---------------|------|--------------|
| 岩手県  | 盛岡商工会議所       | 宮城県  | みやぎ産業振興機構    |
| 栃木県  | 宇都宮商工会議所      | 群馬県  | 群馬県産業支援機構    |
| 千葉県  | 千葉県産業振興センター   | 神奈川県 | 神奈川県産業振興センター |
| 静岡県  | 静岡商工会議所       | 愛知県  | あいち産業振興機構    |
| 岐阜県  | 岐阜県産業経済振興センター | 三重県  | 三重県産業支援センター  |
| 石川県  | 石川産業創出支援機構    | 福井県  | ふくい産業支援センター  |
| 広島県  | 広島商工会議所       | 山口県  | やまぐち産業振興財団   |
| 徳島県  | 徳島商工会議所       | 香川県  | かがわ産業支援財団    |
| 愛媛県  | えひめ産業振興財団     | 熊本県  | 熊本商工会議所      |
| 大分県  | 大分県商工会連合会     |      |              |



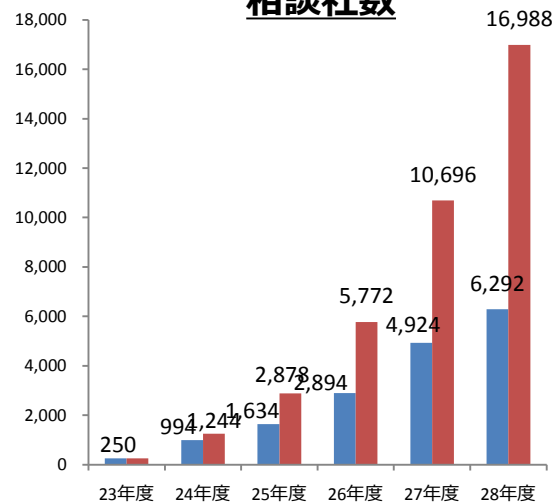
# 事業引継ぎ支援センターの概要

- 後継者不在の中小企業の事業引継ぎを支援するため、平成23年度より、中小企業のM & Aを行う事業引継ぎ支援事業を開始。これまでに、事業引継ぎ支援センターの全国展開を実現。
- 発足以来、約1万7千社の相談に応じ、791件の事業引継ぎを実現した。

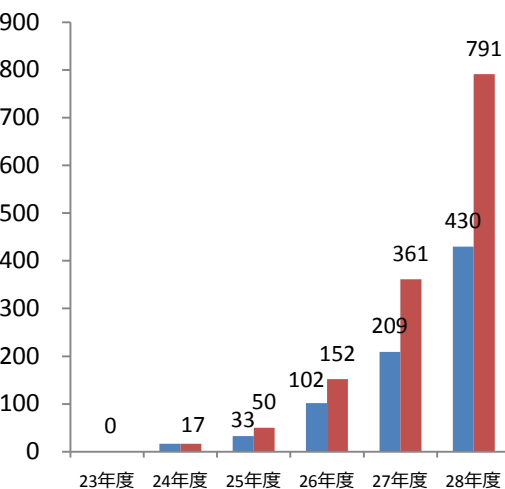
## 支援スキーム



## 相談社数



## 事業引継ぎ件数



## センターにおける支援の流れ

### ①相談対応（一次対応）

- ・相談対応を通じ、事業引継ぎ支援の実施の可否を判断。

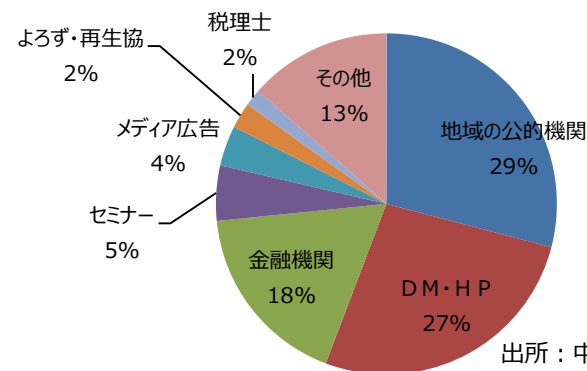
### ②登録機関への橋渡し（二次対応）

- ・相談案件をセンターの登録機関（仲介業者、金融機関等）に取り次ぐ。

### ③センターによるマッチング（三次対応）

- ・マッチング相手がいる場合や登録機関の不調案件をセンターが土業法人等を活用してマッチングを実施。

## 平成28年度ルート別相談割合（相談全体）



出所：中小企業引継ぎ支援全国本部



### **3.事業承継補助金について**

- ①地域経済に貢献する中小企業による
- ②事業承継をきっかけとした
- ③新しい取組（経営革新や事業転換）を支援

**補助上限：経営革新を行う場合 200万円**

（事業所の廃止や既存事業の廃止・集約を伴う場合、廃業費用として**300万円**上乗せ）

**補助率 2 / 3**

#### 事業イメージ

**事業承継**（代表者の交代）  
が行われること

＜先代経営者＞



＜後継者＞

一定の**経験**や  
**知識**などを有して  
いること

**地域経済に貢献**する中小企業であること

**経営革新**や**事業転換**などに取り組むこと

#### ・**経営革新等**

- ビジネスモデルの転換（新商品、新分野への挑戦等）による**市場創出、新市場開拓** 等
- 新規設備導入（製造ラインのIT化、顧客管理システム刷新等）による**生産性向上** 等

#### ・**事業転換**

※**事業所の廃止や事業の集約・廃止を伴う場合**は、当該廃止等に要する費用について補助上限額を**上乗せ**（廃業費用の上限**300万円**）して補助

## **4.事業承継税制について**

## (参考) 事業承継税制の概要

- 事業承継税制とは、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

※平成25年度改正（平成27年1月施行）により親族外承継を対象化。経済産業大臣の認定件数：相続 985件、贈与 627件（平成20年10月～平成28年9月末）

### 相続税の納税猶予制度

- 後継者が納付すべき相続税のうち、先代経営者から相続により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

（注）相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

### 贈与税の納税猶予制度

- 後継者が納付すべき贈与税のうち、先代経営者から贈与により取得した非上場株式等（注）に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

（注）贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2／3に達するまでの部分に限る。

- 申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要（満たせなかった場合は全額納付）。

- ①雇用の8割以上を5年間平均で維持 ※平成25年度改正前は、雇用の8割以上を毎年維持
- ②後継者が代表を継続
- ③先代経営者が代表者を退任（有給役員として残留可） ※贈与税のみ。平成25年度改正前は先代経営者が役員を退任
- ④同族で過半数の株式を保有
- ⑤後継者が同族内で筆頭株主
- ⑥対象株式を継続して保有
- ⑦上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

- 5年経過後は、以下の要件を満たすことが必要。

- ①対象株式を継続して保有（譲渡した場合は、譲渡した株式の割合分だけ納付）
- ②資産管理会社に該当しないこと（満たせなかった場合は、全額納付）

- 経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は「待ったなし」の課題。
- 事業承継税制（非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度）について、
  - ①人手不足を踏まえた雇用要件の見直し
  - ②早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化 を図る。

## 改正概要

※平成29年4月1日より、都道府県が認定事務を行う。

### ●人手不足の中での雇用要件の見直し ～人手不足への対応～

- |                                                                                                                                                                      |                                                                                   |                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。</li> <li>○災害や経営環境の激変（事故・災害、取引先の倒産等）時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。<br/>（4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる）</li> <li>○災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、<u>セーフティネット</u>（雇用要件の弾力化）を措置</li> </ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### ●早期かつ計画的な取組の促進 ～生前贈与の促進～

- |                                                                                                                                                                  |                                                                                     |                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。</li> <li>○事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>相続時精算課税との併用を認める</u>ことで、贈与税の納税猶予<u>取消時の納税額を、相続税と同額</u>とする。</li> <li>○成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止（中小企業要件・非上場要件）</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|